

2026かつらお恵みの感謝祭運営業務委託に係る企画提案競技実施要領

令和 8 年 4 月 1 7 日
福 島 県 葛 尾 村

葛尾村（以下「村」という。）で実施する 2026かつらお恵みの感謝祭運営業務委託（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、この企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案競技（以下「企画コンペ」という。）を実施する。

1 本業務の概要

- (1) 事業件名及び数量 2026かつらお恵みの感謝祭運営業務委託 一式
- (2) 事業の仕様等 【資料 2 「2026かつらお恵みの感謝祭運営業務委託」委託公募型企画提案競技仕様書】 のとおり
- (3) 履行期間 契約決定日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
(当該イベントは 1 1 月 3 日（火） 9 時～15 時を予定)
- (4) 対象事業の業務委託予定額の上限額

下表のとおり

対象事業	委託予定額の上限額
2026かつらお恵みの感謝祭運営業務委託	11,933,903円（税込）

2 企画コンペ担当課（書類の提出及び問合せ先）

葛尾村総務課（担当：松本悠平）

所在地 〒979-1602 双葉郡葛尾村大字落合字落合 1 6 番地

電話番号 0240-29-2111

F A X 0240-29-2123

電子メールアドレス kikaku@vill.katsurao.lg.jp

3 企画コンペ参加者の資格要件

企画コンペに参加する者（以下「企画コンペ参加者」という。）は、次に掲げる企画コンペ参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（旧公益法人）、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

- (1) 本業務の実施について、村の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 県内に本社又は事業所等を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 以下に該当する者が役員でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (6) 企画コンペ参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者。
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。
- (8) 5（2）に定める委託候補者を決定する日前1年間、本村からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (9) 競技実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (10) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑な業務運営を行うため必要な執行体制を整えることができること。

4 企画コンペに関する手続き

(1) 企画コンペに係る書類の交付

企画コンペに参加を希望する者は、直接交付により書類の交付を受けるものとする。開始日から令和8年5月8日(金)の午後5時15分まで、総務課において交付する。なお、データが必要であれば交付時に申し出ること。

(2) 企画提案競技参加届出書の提出(必須)

企画コンペ参加者は、【様式1-1 企画提案競技参加届出書】(以下、「企画コンペ届出書」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年5月8日(金) 午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

葛尾村総務課に持参又は郵送で提出すること。

(ア) 持参の場合は、提出期限まで(ただし、土日祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(イ) 郵送の場合は、書留郵便で提出期限までに総務課に到着するよう送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに企画コンペ届出書を提出しなかった者は、企画コンペに参加できないものとする。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、企画コンペ参加者は【様式1-2 実施要領等に関する質問書】を次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年5月1日(金)の午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

原則として電子メール又はFAXにより葛尾村総務課に送付すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答については、村のホームページに掲載する。

エ 回答期日

令和8年5月7日(木)の午後5時15分まで

オ 質問の回答をもって仕様書の変更を行ったものとする。

(4) 企画提案競技提案書等の提出(必須)

企画コンペ参加者は、【資料3 企画提案競技提案書作成要領】で定める書類(以下「企画コンペ提案書等」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

令和8年5月8日(金)午後5時15分まで(ただし、土日祝祭日を除く。)

※午前8時30分から午後5時15分までに葛尾村総務課へ提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案競技提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便（葛尾村総務課あて親展）により、令和8年5月8日（金）午後5時15分まで葛尾村総務課に到着するように送付すること。

ウ 提出部数

提出部数は、原本1部、副本7部とすること。

エ 留意事項

企画コンペ提案書等は、企画コンペ届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え・引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 企画コンペ提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画コンペ提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 企画コンペ届出書を提出しなかった者又は企画コンペ届出書に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 1（4）に示す委託契約額の上限額を超える提案

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

5 委託候補者の決定方法について

(1) 企画コンペの提案審査

企画コンペの提案審査は、第一次審査として書類審査を行い、当該審査を通過した者を対象に別途設置する「企画提案競技審査会」（以下「審査会」という。）が、第二次審査としてプレゼンテーション審査を行うものとする。

(2) 委託候補者の決定

企画コンペ参加者は、審査会当日に先に提出した企画コンペ提案書等に基づき、企画提案の内容をプレゼンテーションし、審査会において、本業務に最も優れた企画コンペ参加者及び次点者を特定するものとする。

村は、審査会からの報告を基に委託候補者及び次点者を決定するものとする。

【審査会の開催日時及び場所】

審査会を開催する日時及び場所については、別途企画コンペ参加者に通知する。

（予定）

日時 令和8年5月18日（月）（時間は参加者ごとに指定する。）

場所 葛尾村役場（係員が案内するので、総務課に来庁すること。）

(3) 企画コンペ参加者への審査結果の通知

村は、委託候補者及び次点者を決定した後、各企画コンペ参加者に対して、審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

6 企画コンペへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

企画提案競技参加届出書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中で取りやめる場合には、【様式1-3 企画提案競技参加辞退届】を総務課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 村は、葛尾村財務規則（昭和58年4月1日規則2号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本事業の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画コンペ提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、村と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第98条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 公正な企画コンペの確保について

(1) 企画コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画コンペ参加者は、企画コンペにあたっては、競争を制限する目的で他の企画コンペ参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画コンペ参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画コンペ参加者に対して企画コンペ提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 企画コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることが

ある。

9 事業の再委託について

受託者は、業務の全部又は一部を村の書面による承諾を得ることなく、第三者に委託してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本事業を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行うこと。
- (2) 受託者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 本契約の失効に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や葛尾村財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (4) 企画コンペに要する経費は、全て企画コンペ参加者が負担するものとする。
- (5) 企画コンペ参加者が村に提出した書類は、返却しないものとする。